

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南三陸町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

宮城県 南三陸町長

## 公表日

令和8年2月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法等に基づく、届出の受理及び報告、裁定請求(福祉年金を含む)の受理及び事実の審査、障害基礎年金改定請求の受理、保険料免除、学生の納付特例及び若年者納付猶予に係る申請の受理並びに事実の審査などの法定受託事務である。  特定個人情報ファイルは、以下の事務で利用する。 ①被保険者の資格管理 ②日本年金機構への届出の報告
③システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金被保険者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表第46, 116, 128項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民税務課 戸籍住民係
②所属長の役職名	町民税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課総務法令係 本吉郡南三陸町志津川字沼田101番地 TEL0226-46-1370
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	町民税務課戸籍住民係 本吉郡南三陸町志津川字沼田101番地 TEL0226-46-1373
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	リスクに対する措置としては、以下を講じている。 ・個人番号カードや本人確認書類の厳格な確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。 ・基礎年金番号を用いて突合を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。 ・複数職員によるチェックや入力結果確認用リストを用いた事後チェックで誤入力を防止している。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ <input type="checkbox"/> 十分にしている ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分にしている            3) 十分に行っていない         </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</div> </div> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ <input type="checkbox"/> 十分である ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> </div>
判断の根拠	<p>以下を実施することで漏えい・滅失・毀損リスクに対して措置を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金システムへのアクセス時におけるユーザIDによる識別とパスワードおよび指紋による認証</li> <li>・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク</li> <li>・可搬型窓口装置(貸与品)については、セキュリティワイヤーロックによる持ち出し防止、のぞき見防止フィルター設置のほか、貸与品以外への接続を行わないことで、情報管理を行っている。(プリンタ等もモバイルプリンタの貸与品有)</li> </ul>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月28日	II しきい値判断項目 1対象人数 2取扱者数	2014/12/1	2019/4/1	事前	
令和1年5月28日	IV リスク対策	-	新様式による追加	事前	
令和2年6月8日	評価実施機関名	南三陸町 町長 佐藤 仁	宮城県 南三陸町長	事後	
令和8年2月26日	I 関連情報 3.個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一31の項	番号法第9条第1項および別表第46, 116, 128項	事後	
令和8年2月26日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施する	実施しない	事後	
令和8年2月26日	I 関連情報 5②所属長の役職名	町民税務課長 阿部 明広	町民税務課長	事後	
令和8年2月26日	II しきい値判断項目 1対象人数 2取扱者数	2019/4/1	2025/4/1	事後	
令和8年2月26日	IV リスク対策 各項目	特に力を入れている	十分である	事後	
令和8年2月26日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	-	リスクに対する措置としては、以下を講じている。 ・個人番号カードや本人確認書類の厳格な確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。 ・基礎年金番号を用いて突合を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。 ・複数職員によるチェックや入力結果確認等、以下を実施することで漏えい・滅失・毀損リスクに対して措置を講じている。	事後	新様式による追加
令和8年2月26日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	-	・国民年金システムへのアクセス時におけるユーザIDによる識別とパスワードおよび指紋による認証 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク ・可搬型窓口装置(貸与品)については、セキュリティーワイヤーロックによる持ち出し防止、のぞき見防止フィルター設置のほか、貸与品以外への接続を行わないことで、情報管理を行って	事後	新様式による追加